

福島県警察ツイッター運用ポリシー

1 目的

本運用ポリシーは、福島県警察のツイッターアカウント（福島県警察安全・安心情報 @FP_seian。以下「本アカウント」という。）の運用に関する事項について定める。

2 基本方針

本アカウントは、情報発信専用とし、通報や相談の受理及び返信は行わない。

3 運用方法

本アカウントは、福島県警察職員が以下のとおり運用する。

(1) 発信する情報

- ア 犯罪発生情報、防犯情報、交通安全情報、防災情報及び警察職員採用情報
- イ その他県民の安全・安心のため等に広報が必要な情報

(2) 他アカウントのフォロー等

原則として関係機関以外のアカウントのフォローは行わないものとする。

ただし、公式アカウントの確認ができる公的機関が運用するアカウントは、必要に応じてフォロー及びリツイートを行う。

4 免責事項

(1) 福島県警察は、利用者が本アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負わない。

(2) 福島県警察は、ユーザーにより投稿された本アカウントに対する、「返信」、「リツイート」、「コメント」等について一切責任を負わない。

(3) 福島県警察は、本アカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。

(4) コメント等の投稿にかかる著作権は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは福島県警察に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、福島県警察に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

5 ブロック等の基準

本アカウントに対し、違法情報、公序良俗に反する情報又は警察の正当な業務に支障を及ぼす内容を含むリプライを繰り返すアカウントに対しては、予告なくブロック等を行うことがある。

6 著作権について

本アカウントの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められる場合又は出所を明記する場合を除き、福島県警察に無断で複製・転載等行うことはできないものとする。

7 運用ポリシーの変更について

本運用ポリシーは、必要に応じて予告なく変更する場合がある。その場合は、変更した旨を本アカウントを通じて周知するとともに、福島県警察本部ホームページに掲載する。